

令和4年度

事業計画書

社会福祉法人琴浦町社会福祉協議会

令和4年度事業計画

【基本方針】

本町も人口減少と少子高齢化により集落や地域での担い手不足や家族構成、地域社会の変容による住民意識の変化がみられます。また、最近では新型コロナウイルス感染症の影響により支え合いの機能はますます脆弱化しています。

このような状況の中、子ども、高齢者、障がい者など全ての人々が地域で安心して暮らし続けるには「地域共生社会」の実現に向けた地域づくりが必要となってきました。

そこで、第4期琴浦町地域福祉計画・第3期琴浦町地域福祉活動計画（令和4年度～令和8年度）の基本理念に基づき、町民と一緒に地域課題解決に向け、関係機関等と協働しながら住みよい町づくりのための地域福祉活動を展開していきます。

併せて介護保険事業、障がい者自立支援事業のサービス事業は、選ばれる・魅力あるサービスの提供に取り組み健全経営を目指していきます。

【重点目標】

- 1 地域の困りごとの課題解決に向けた地域づくりと福祉意識の啓発に取り組みます。
- 2 安心して利用できる福祉サービスの提供に取り組みます。
- 3 適正な法人運営及び介護・障がい福祉サービス事業の健全経営とサービス向上に取り組みます。

【事業内容】

- 1 地域の困りごとの課題解決に向けた地域づくりと福祉意識の啓発に取り組みます。
地域福祉活動に関する実態把握を通して、地域の課題の共有と町民自らの課題解決に向けた取り組みを進めます。

(1) 住民参加・参画による地域福祉活動の充実

① 集落訪問による実態把握（継続）

- ・集落で見守りや支え合い活動の推進に向け、福祉連絡会の立ち上げを支援します
(新規立ち上げ5集落)
- ・支え愛マップ(防災福祉マップ)の取り組みへの支援をします。(新規作成 10集落)
- ・福祉座談会などを通して地域における支え合いの啓発に取り組みます。(全集落対象)

②福祉委員・愛の輪協力員の活動を支援していきます。研修会の開催(2月予定)

③ボランティアセンター運営の充実

・ボランティア養成講座の開催(2回)

・災害時には災害ボランティアセンターを設置し、町民の生活の再建に向けた活動に取り組めます。

・災害ボランティアセンターの運営について町と協議を進めます。

・夏休みボランティア活動体験事業により小・中学生の自主的なボランティア活動を応援します。(8月)

④地域づくりのためのふれあいいきいきサロンへ出向きます。

(2) 福祉意識の啓発と福祉教育の充実

①広報紙、ホームページ、SNS(新規)を活用して福祉情報を発信します。

・広報紙を全世帯に年2回配布します。

・ホームページ、SNSは最新情報を随時更新します。

②琴浦町福祉大会を開催し全町民へ福祉を啓発します。(講演と福祉功労表彰)

(2月予定)

③福祉体験フェスティバルを開催し、参加者が体験することで自分ごととして捉える機会とします。(VR認知症体験)(11月予定)

④生徒・学生など職場体験事業を積極的に受入れ福祉教育の向上に取り組めます。

⑤小・中学生・琴の浦高等特別支援学校へ出前講座に取り組めます。(町内全校対象)

2 安心して利用できる福祉サービスの提供に取り組めます。

相談者の抱える悩みや課題に対して、日常生活が継続できるよう必要に応じて関係機関に繋がります。

家族等の支援を得ることが困難な軽度の認知症や障がいによって、日常生活に不安を抱えている方に対し、日常生活自立支援事業や成年後見事業を実施し関係機関と連携しながら利用者の権利擁護支援に取り組めます。

(1) 利用者支援事業の充実(ことうらあんしん相談支援センター)

①えんくるり事業の実施

・一時的に生活が維持できなくなった方の相談に応じます。(現物給付による支援)

②日常生活自立支援事業の実施(県社協委託)

・認知症や障がいなどにより金銭管理や福祉サービスの利用にあたって、不安のある方を支援します。

③成年後見事業の実施

・認知症や障がいなどのある方の法律行為及び財産管理を行うことで、被後見人の権利を擁護します。

④フードサポート事業の実施

・一時的に生活が維持できなくなった方に、町民や事業所からの寄付による食材や食品を提供することで生活が維持できるよう相談や支援をします。

⑤生活福祉資金貸付事業を実施します。

・低所得（高齢者・障がい者）世帯へ生活福祉資金の貸付を行います。（県社協委託）

⑥多機関の協働による包括的支援体制構築事業による相談（町委託）

・生活課題を抱えて不安な方の相談を受け、必要に応じて関係機関に繋ぎ行政等と連携して相談者への包括的な支援に取り組みます。

3 適正な法人運営及び介護・障がい福祉サービス事業の健全経営とサービス向上に取り組みます。

(1) 法人運営等

①法人運営 理事会(6回)、評議員会(4回)、監査会(2回)の開催

②苦情処理第三者委員会の開催(3月)

③共同募金委員会運営への協力

④福祉団体・ボランティア団体事務支援(8団体)

⑤福祉センターの管理運営

⑥災害見舞金の支給

⑦介護ボランティア事業(町委託)

⑧法人連絡会(担当者会議)の開催と町内社会福祉法人による公益的な取り組みの実施

⑨職員研修等による人材育成

(2) サービス事業の運営

①介護保険事業の運営 通所介護事業

事業収入	45,776,000 円/年
事業支出	48,519,000 円/年
定員	月～金 30 名、土 10 名
介護予防・日常生活支援の方の利用人数・単価	要支援1(週1回利用)4 名 16,720 円/月 提供体制加算 720 円/月 要支援2(週2回利用)6 名 34,280 円/月 提供体制加算 1,440 円/月

年間延利用回数 650回	
月間収入見込	介護予防 281,200 円/月
要介護1～5の方の 利用人数・単価	要介護1 10名 5,810円/日 要介護2 7名 6,860円/日 要介護3 4名 7,920円/日 要介護4 1名 8,970円/日 要介護5 2名 10,030円/日
年間延利用回数 5,000 回	提供体制加算 180円×利用者数 入浴加算 400円×入浴者数/日 平均 9 名程度 (特殊浴含む)
目標	LINE を活用したデイサービスの情報発信活動 (新規) を実施することで、居宅介護支援事業所・利用者家族以外の方へも幅広く広報し周知を図ります。
サービス概要	社会的孤立感の解消として、他者との交流の場を提供します。また、心身機能維持のための生活リハビリやレクリエーションを通して、脳を活性化し、認知症の進行予防を図ります。デイサービスでは一日を気持ちよく過ごしていただけるよう、必要な方への排泄や食事・入浴・緊急時の対応などの支援を行います。 デイサービスを利用されることで本人だけでなく、ご家族の身体的・精神的負担の軽減を図り在宅生活の継続を支援します。

②障がい者自立支援事業の運営

ア 琴浦ふれあい事業所 (生活介護事業)

事業収入	32,649,000 円
事業支出	23,030,000 円
定員	20 人
登録者数	18 名
年間延利用回数	3,382 回
区分ごとの登録利用者数・単価	区分 6 11,510 円×2 名
	区分 5 8,590 円×4 名
	区分 4 6,050 円×9 名
	区分 3 5,440 円×3 名
加算	専門職配置・看護職員配置・食事提供体制・送迎・重度障害者支援・人員配置体制・福祉、介護職員処遇改善
目標	コロナ感染予防を行い、できる範囲での外出等の個別プロ

	<p>グラムで楽しめる活動を提供するとともに、利用者の希望メニューを給食に取り入れるなど、満足感や充実感が得られるよう工夫を凝らし、利用促進を行います。</p>
サービス概要	<p>常に介護が必要な障がいのある人に、入浴・排せつ、食事の介助、相談及び助言その他必要な日常生活上の支援を行います。また、機能訓練、創作活動、生産活動、社会適応訓練の機会を提供し、身体機能等の向上のために、障がい特性に応じた支援を行います。</p>

琴浦ふれあい事業所（就労継続支援B型事業）

事業収入	30,729,000 円
事業支出	23,657,000 円
定員	20 人
登録者数	18 名
年間延利用回数	4,085 回
単価	5,250 円／1 人
作業内容	軽作業・農園・芝・清掃・イベント・施設外就労・印刷
加算	専門職配置・目標工賃達成指導員配置・食事提供体制・送迎・福祉、介護職員処遇改善
平均工賃月額区分	1 万～1 万 5 千円
目標	<p>作業以外の余暇活動（外出、買い物、レク）を土曜日に希望者へ提供し、利用者の社会性や日常生活の充実を図ることで、利用回数増・収益増につなげる。併せて作業確保、工賃アップのために町内企業や行政へ作業獲得のアプローチを継続する。またイベント出店や企業とのコラボで事業所の PR を行い、実習生の受け入れの際にもご本人、家族に事業所を PR する事で、卒業後の利用者獲得を目指します。</p>
サービス概要	<p>一般企業等での就労が困難な障がいのある人に、それぞれの能力に合わせた作業内容を提供し、就労に必要な知識及び能力向上のために訓練や支援を行います。意欲的かつ楽しみを持って取り組むことのできる活動を取り入れながら、就労の場の確保と利用者の工賃が増えるよう事業展開をします。</p>

イ 指定特定相談支援事業所

事業収入	4,776,000 円
事業支出	4,705,000 円
利用者数	106 名
加算	初回・計画相談特地・精神障害体制・行動障害体制・他 11 項目は必要時請求
目標	利用者の求める暮らしや希望するサービスを把握し、生活介護や就労支援事業所、法人へ情報提供、助言を行う。また外部への PR や連携を行い、サービス事業所の利用に繋がります。
サービス概要	障害福祉サービス等を申請した障がい者・障がい児に、サービス等利用計画の作成及びサービス等利用計画の見直し（継続モニタリング）を行い、日常生活の課題解決や適切なサービス利用に向け、関係機関と連携を図り本人や家族の希望する日常生活や社会生活を送ることができるよう支援を行います。

ウ 日中一時支援事業所(町委託)

事業収入	6,404,000 円
事業支出	6,404,000 円
定員	10 人
登録者数	16 名
年間延利用回数	1,976 回
目標	単独では収益が見込めないが、卒後に生活介護や就労支援事業の利用に繋がるよう、ご本人、家族と信頼関係を築く。
サービス概要	障がい者・障がい児等の日中における活動の場を確保と、その家族の就労支援及び日常的に介護している家族の一時的な休息を図るための預かり。 児童については、学校終了後や学校の休業日（長期休業）に預かり、サービスを提供します。

【廃止する事業・サービス】

1. 福祉議会